

暮らしの情報



目次

- P1 食べられるのに捨てられる「食品ロス」をなくそう！
- P2,3 「特殊詐欺」電子マネーで支払う手口が急増！
— 支払い方法も変化 —
- P4 第1回消費生活講座を開催しました！
今後の消費生活講座のご案内

食べられるのに捨てられる「食品ロス」をなくそう！

日本国内で一年間に廃棄される食品の量をご存知ですか？売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、いわゆる「食品ロス」は約621万トン(※)とされており、これを1人当たりで換算すると、「お茶碗約1杯分(約134g)の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。

では、食品ロスはどうしたら削減できるのでしょうか？そのためのヒントをいくつかご紹介します。

「食品ロス」削減のヒント

※農林水産省及び環境省「平成26年度推計」

(1) 食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」

買い物に行く前に冷蔵庫の中をチェックして、必要なものだけを買うようにしましょう。



(2) 残った食材は別の料理に活用

食べ切れなかった場合は別の料理に活用するなど、食べ切る工夫をしてみましょう。

(3) 「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解

食品の期限表示には「消費期限」と「賞味期限」の二種類があり、それぞれの違いは以下のとおりです。

消費期限…期限を過ぎたら食べないほうがいい期限

賞味期限…おいしく食べられる期限

※どちらも開封していない状態で表示されている保存方法に従って保存した場合

(4) 外食時での食べ残しを防ぐ

食べ残しを減らすため、「食べ切れる量のメニューを注文する」などの工夫をしましょう。



食べ物を無駄にしないために、毎日の暮らしの中からできることを実践してみましょう！

「特殊詐欺」電子マネーで支払う手口が急増！－支払方法も変化－

買い物をする際に、どのような方法で支払いますか？

近年、クレジットカードや電子マネーなどが普及し、手間と時間のかからないキャッシュレス決済の利用が増えています。

便利で身近になった電子マネーについて、特性や注意点を確認してみましょう！



プリペイド式電子マネーの種類について

●磁気式プリペイドカード

あらかじめ決まった金額のカードを購入します。買い物の際は、カードをレジで渡すと店員が決済端末に通します。



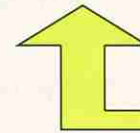
●IC型プリペイドカード

交付された後、カードに入金（チャージ）をして買い物に使います。

決められた上限金額の範囲内で何度でもチャージが出来ます。



チャージ



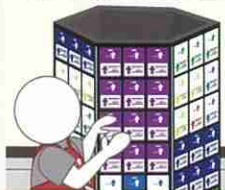
●ネット上の売買の支払いで使うサーバー型プリペイド

ネット上での買い物に利用でき、**カードそのものはありません。**

購入時にもらうID番号を、利用する際にネット上で入力するだけで決済が可能です。

ID番号の入手方法は、コンビニなどの店頭やネット上で購入する方法など、発行者によって異なります。

(例)



「端末画面を操作して申込用紙を出す」「店頭で吊るしてある厚紙カードをレジに持って行く」などの方法があります。



1万円です。

IDは「ABC12…」です。



図出典：(独)国民生活センター プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意！！
－「購入したカードに記載された番号を教える」は危ない！－ [2015年3月26日公表] より

【利用する際の注意点】

- ✓有効期限は、カードや発行者のウェブサイトに記載があります。
- ✓カードやID番号を紛失した場合、基本的に再発行されません。
- ✓カードを破損した場合、取扱いが異なるので、発行者に問い合わせして下さい。
- ✓電子マネーは、誰が利用したのか分からない匿名性の高いサービスです。

絶対に、ID番号を他人に教えたり、指示されてチャージしたりしてはいけません。

「サーバー型プリペイド式電子マネー」を悪用した手口の特殊詐欺が急増しています！

こんな手口にご用心・・・

【事例① SMS(*)による架空請求】

携帯電話に「有料動画サイトの料金が未納。連絡が無い場合、法的手続きに入る」というSMSのメールが届いた。連絡先に電話すると、20万円の未納があり、コンビニで大手通販サイトのギフト券（電子マネー）を購入して、ID番号を連絡するように言われた。

(*)SMS…携帯電話の電話番号をアドレスとしたメール



【事例② 出会い系サイト】

携帯電話に「500万円の賞金が当たったから受け取って欲しい」というメールが突然届き、喜んで指示された出会い系サイトに登録した。賞金を受け取るための様々な手続き費用を、コンビニで電子マネーを購入して支払うように指示され支払ったが、賞金をもらえず、騙されたと思う。

【事例③ ワンクリック請求】

スマホで無料のアダルトサイトを閲覧中、突然「登録しました。登録料10万円」という画面が出た。慌てて連絡先に電話すると、退会する場合も支払いが必要と言われ、コンビニで電子マネーを購入して、そのID番号を知らせるように言われた。



プリペイド式電子マネーは匿名性が高いため、支払った（ID番号を教えた）相手の特定ができず、取り戻すことが困難です。

心当たりのない請求や、プリペイド式電子マネーでの支払を要求された場合、安易に支払ってはいけません。消費者の不安をあおるように誘導して、お金を騙し取る詐欺の可能性があります！

**不審に感じたら、慌てずに、支払う前に
消費生活センター(☎0436-21-0999)に相談を！**



第1回消費生活講座「日本茶の魅力に触れよう～身近なお茶の楽しみ方～」を開催しました！

消費生活センターでは、消費生活に関する知識・情報を提供するため、消費生活講座を開催しています。平成29年5月26日(金)、第1回消費生活講座「日本茶の魅力に触れよう～身近なお茶の楽しみ方～」を、youホールで開催いたしました。

(株)鈴鹿園より日本茶アドバイザーの講師をお招きし、お茶の入れ方についての講義や、種類の異なる茶葉の飲み比べ、抹茶の入れ方の実習などを行いました。

約2時間の講座を通し、普段何気なく飲んでいる日本茶の様々な知識や楽しみ方を学ぶことができました。



ご参加いただき
ありがとうございました！

今後の消費生活講座のご案内

第4回消費生活講座「新しい洗濯表示と上手なクリーニングの仕方」

開催日時：10月18日(水)13:30～15:00(受付13:00～)

場所：市原市勤労会館 (youホール) 2階会議室

内容：新しい洗濯表示の解説や、家庭での洗濯とクリーニングの違いなど

講師：全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 クリーニング総合研究所 職員

募集人数：50人(先着順)参加費無料

申込方法：電話で消費生活センター (TEL0436-21-0844) へ申し込む



第5回消費生活講座「楽しい旅へのアドバイス～安全な旅行のために～」

開催日時：11月22日(水)13:30～15:00(受付13:00～)

場所：市原市勤労会館 (youホール) 2階会議室

内容：パンフレットの見方・申込時の注意点・旅行中のトラブルや、
申込業者が倒産した場合の対処法など

講師：一般社団法人 日本旅行業協会 (JATA) 消費者相談室 高林 しおり氏

※申込方法等の詳細につきましては、広報いちほら10月15日号・市ホームページに掲載予定です。



市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
HP http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00～12:00・13:00～15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。